



一之宮西自治会

一之宮西自治会会則

一之宮西自治会自主防災組織運営規定



pixta.jp - 10282099

一之宮西自治会会則

(名称及び住所)

第1条 本会は「一之宮西自治会」と称し、自治会事務所を一之宮地域集会所に置く。

(組織)

第2条 本会は、一之宮西自治会地域居住者を以って組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、地区住民の安全とよりよい社会環境を築くことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 生活の向上ならびに福祉増進に関する事。
- (2) 安全対策、環境衛生に関する事。
- (3) 自治会組織に必要な施設拡大整備の運動に関する事。
- (4) 防災・自然災害に関する事。
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事。

(評議員の選出)

第5条 評議員は、所属する各地域より一名を選出し、各地区の意向を代表する。

1、各地区を次のブロックに区分けする

Ａブロック(新道、両替、西町1)

Ｂブロック(西町2、西町3、東京応化、ウインズ湘南寒川)

Ｃブロック(東官舎、中島、笠谷)

Ｄブロック(西官舎1、西官舎2、中河原1、中河原2)

Ｅブロック(下河原1、下河原2、上河原1、上河原2)

- 2、評議員に欠員を生じた場合は、所属する地区から補充をする。
- 3、補充による評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4、ブロック編成は評議員会にて編成変えをする事が出来る。

(役員)

第6条 本会に次の役員理事を置き、役職選任は理事の中から協議し定める。

会長—1名、副会長—若干名、会計—若干名、理事—若干名、監査—2名

2、自治会運営において、役員会で特別理事・役員職が必要と認められ、評議員会の承認を受け選出をする事が出来る。

- (1) 相談役・顧問 (一之宮西自治会地域住民とする)
- (2) 特別理事、コンピューター等、特殊技能が要する特別理事 (寒川町在住で評議員会・役員会に参加し、役職は理事として位置付ける)

(役員を選出)

第7条 役員理事は役員、評議員、班長、及び一之宮西自治会地域居住者の中から選出し、新旧引き継ぎ評議員会で承認を受ける。

但し、特別理事(1名に限定)については寒川町内在住者より選出をする事ができる。

(任期)

第8条 評議員(会計監査含)の任期は1期1年とし、役員理事の任期は1期2年とする。尚、年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(1)役員理事、評議員の再任は妨げない。

(2)役員理事、評議員は任期満了といえども、後任者が決定するまでは、その職務を遂行するものとする。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する

(2)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は会務を代行すると共に、副会長としての会務を遂行する。

(3)理事は役員会決議に基づき自治会業務を執行する。

(4)会計は会計事務を担当し、入出金及び現金、通帳、証書類を管理する。

(5)監査は、会計事業を監査し、年度末に監査結果を評議員会に報告する。

(役員会)

第10条 役員会は必要な都度会長が召集し、事業計画、予算立案、本会の運営等について協議する。

役員会は、会長・副会長・理事・会計・書記(書記は会計が兼務する事ができる)で構成する。

但し役員会にて顧問・相談役の出席を求める事ができる。

(評議員会)

第11条 評議員会は、本会の最高決議機関で、原則として月1回開催、または評議員の3分の1以上の要求があった場合及び会長が必要と認めた場合に召集し、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事。

(2) 予算及び決算に関する事。

(3) その他会長が必要と認めた事項。

(会議の成立及び議事)

第12条 評議員会、役員会は、構成員の過半数の出席を以って構成する。

但し、委任状により出席に代えることが出来る。

2、評議員会、役員会は、会長が議事を進行する。

3、評議員会、役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(事業計画及び予算の策定)

第13条 会長は、年度初めに当年度の事業計画及び予算を策定し、評議員会に諮り、承認を得なければならない。

- 2、会長は、評議員会にて承認を得た事業計画及び予算を、一之宮地区全会員に広報する。

(事業実績及び決算の報告)

第14条 会長は、年度末に当年度の事業実績及び会計決算を評議員会に諮り、承認を得なければならない。

- 2、会長は、評議員会にて承認を得た事業実績及び会計決算を、一之宮地区会員に広報する。

(運営費)

第15条 本会の運営費は、一世帯年額2,000円の会費及び交付金・協賛金・事業参加費・事業収入等を充てる。

- 2、会費の徴収ならびに途中入退会の取り扱い及び会計処理は別途定める。「一之宮西自治会会計運営内規」による。
- 3、運営費は、前条第4条(事業)の活動に充当する。
- 4、本会の運営費は、金融機関に預入保管する。
- 5、運営費の出納については、会計が出納の妥当性を確認し、会長の承認を得るものとする。

(自主防災組織の編成と運営)

第16条 一之宮西自治会は、会員の安心と安全を確保するため一之宮西自治会自主防災組織を編成し、防災と災害時の対応に備える。

- 2、一之宮西自治会防災組織は一之宮西自治会の役員、評議員・班長及び一之宮西自治会居住者の中から選出し編成する。
- 3、一之宮西自治会自主防災組織の運営費は、一之宮西自治会の特別会計予算を以って、これに充てる。
- 4、一之宮西自治会自主防災の運営詳細は、別途定める「一之宮西自治会自主防災組織運営規定」によるものとする。

(本規定の改定)

第17条 本会の改正は、評議員会にて協議し成立する。

- 2、改正提案の成立は、前条第12条を適用する。
- 3、会長は、本会則の改正内容を一之宮西自治会会員に広報する。

(附則)

- 1、平成19年3月25日承認の改正会則は、平成19年3月25日から適用する。
- 2、平成19年6月16日承認の第15条(会費)一部改正会則は、平成19年8月1日から適用する。

- 3、平成19年10月21日承認の第16条(自主防災組織の編成と運営)追加会則は、平成19年10月30日から適用する。
- 4、平成26年7月27日承認の第17条(地域サークル事業部組織の編成と運営)追加会則は、平成26年7月27日より適用する。
- 5、平成30年3月25日に承認の改定会則は、平成30年4月1日より適用する。
- 6、令和3年4月25日に承認の第6条特別理事選任、令和3年4月25日より施行

一之宮西自治会自主防災組織運営規定

(名 称)

第1条 本組織は、「一之宮西自治会自主防災部会」と称する。

(組 織)

第2条 本組織は、一之宮西自治会の役員、評議員、班長(組長)及び一之宮西自治会地区居住者の中から選出し編成する。

(目 的)

第3条 本組織は、一之宮西自治会地区居住者の会員の安心と安全を確保するため、自主防災と自然災害発生時の自主活動を行なう。

(活 動)

第4条 本組織は、目的達成のため、次の自主活動を行う。

- (1) 防災用品の備蓄並びに整備活動
- (2) 防災資機材の点検と整備活動
- (3) 災害対応訓練並びに災害啓蒙活動
- (4) 災害時の地域居住者避難誘導活動
- (5) 災害発生時の地域居住者に対する情報広報活動
- (6) 災害発生時の地域居住者に対する給食給水活動
- (7) 災害発生時の地域居住者の救出救護活動
- (8) 災害世帯の消火活動支援活動
- (9) 一之宮小学校避難所運営支援活動
- (10) その他防災活動に関わる事項

(活動組織の編成)

第5条 防災と災害発生時の自主活動を円滑に行うため、次の組織を設置する。

(1) 総合管理部

- ① 管理部
- ② 会計
- ③ 女性部

円滑な業務推進を図る為、必要に応じグループ・チーム等の設置を行う事が出来る。

(2) 専門部会

- ① 災害支援グループ
- ② 生活支援グループ

円滑な業務推進を図る為、必要に応じグループ・チーム等の設置を行う事が出来る。

(3) 地域部会

(編成)

- 1、総合管理部の要員は、専門技術と個人情報保護のため信頼性・責任感の強い一之宮西自治会地域居住者の中から選出し編成する。
- 2、専門部会の要員は、専門的技術を維持するため、一之宮西自治会地域居住者から選出し編成する。
- 3、地域部会の要員は、一之宮西自治会地域居住者と密接な関係を保持するため、一之宮西自治会の役員(評議員・班長(組長))から編成する。
- 4、一之宮小学校避難所運営は、同運営マニュアルに基づき支援と協力に努める。

(役員)

第6条 本組織には、次の役員をおく。

本部長—1名 (2)副本部長—1名 部会長—3名(防災専門部会・地域部会・総合管理部) 部長—若干名 次長—若干名 会計—若干名 会計監査—2名
役員会において、顧問・相談役を設置する事が出来る。

(役員を選出)

第7条 役員は、一之宮西自治会の役員、評議員、班長(組長)及び一之宮西自治会地域居住者の中から選出し編成する。

- 1、本部長・副本部長・部会長・部長・会計・会計監査は一之宮西自治会役員が兼務する。
- 2、次長は一之宮西自治会自主防災組織内の中から選出する。
- 3、グループリーダー・チームリーダーは専門性並びに継続的活動から一之宮西自治会自主防災組織会員の中から選出する。

(任期)

第8条 役員の任期は次の通りとする。

- 1、第7条1項について、一之宮西自治会自治会規定を適用する。
(一之宮西自治会会則第8条)
- 2、第7条2・3項について、任期は定めない。
但し、担当職については一之宮西自治会自主防災部会総会にて承認を受ける。

(役員の職務)

第9条 本部長は、本組織を代表し、会務の統括と災害発生時の対応指揮を行う。

1. 副本部長は、本部長を補佐し、部会が活動出来ない場合に会務を代行する。
2. 総合管理部長は、防災・自治会業務に関わる、コンピューターシステム管理・情報処理・書記局業務・各種事業記録管理・ホームページ運営管理等の統括、指揮する。
3. 部会長は、副本部長を補佐し、専門部会・地域部会の統括、指揮する。
4. 部長は、部会長を補佐し、部内を統括、指揮する。

5. 次長は、総合管理部長を補佐し、部会を統括、指揮する。
6. リーダーは、前条第4条(活動)の役割を果たすため、日常の訓練、防災機材の点検整備、及び災害発生時の対応等においてグループを統括、指揮する。
7. 会計は、会計事務を担当し、入出金及び現金、通帳、証書類を管理する。
8. 監査は、会計事業を監査し、年度末に監査結果を評議員会に報告する。

(役員会)

第10条 役員会は必要な都度、本部長が召集、事業計画、予算立案、本会の運営等について協議する。

(事業計画及び予算の策定)

第11条 本部長は、年度始めに当年度の事業計画及び予算を策定し、評議員会に諮り、承認を得なければならない。

- 2、本部長は、評議員会にて承認を得た事業計画及び予算を、一之宮西自治会地区会員に広報する。

(事業実績及び決算の報告)

第12条 本部長は、年度末に当年度の事業実績及び会計決算を評議員会に報告し、承認を得なければならない。

- 2、本部長は、評議員会にて承認を得た事業実績及び会計決算を一之宮西自治会会員に広報する。

(運営費用)

第13条 本会の運営費は、一之宮西自治会会費・協賛金・参加費から負担する。

(本運営規定の改定)

第14条 本運営規定の改正は、本組織の役員会で協議し承認を得た後、一之宮西自治会評議員会にて承認を以って成立する。

(附則)

- 1、平成19年10月21日運用規定初版は、平成19年11月1日から適用する。
- 2、平成26年4月27日より適用する
- 3、平成30年3月25日に改定し、平成30年4月1日より適用する。